

# 大阪大学利益相反ポリシー

平成16年10月21日制定  
平成26年 3月24日改正  
平成27年 4月 1日改正  
平成27年 8月31日改正  
平成29年 8月26日改正  
令和 元年 8月26日改正  
令和 2年 4月 1日改正  
令和 2年10月 1日改正  
令和 6年 2月 1日改正

## 1. 目的

大阪大学は「地域に生き世界に伸びる」をモットーとし、研究・教育・社会貢献をその使命としている。これからの「知の時代」において、大阪大学の果たす役割はますます重要になり、より一層の社会貢献が期待されている。

大阪大学は研究成果を社会に公表、還元することにより、人類の進歩と地域の発展に寄与することを目指す、いわゆる「開かれた」大学を目指しており、高度な研究により得られる、産業上有意義な知見については人類共通の知的財産として、産学官連携活動を通じて社会に還元することで、産業の振興に貢献することを重要な使命としている。

産学官連携を成功させるためには、真理の追求を目的とする大学と利潤追求を目的とする企業とが、目的と役割の相違を越えて、お互いの立場を尊重しながら協力し合う必要がある。しかしながら、このような活動においては、大学または教職員等についていわゆる利益相反が生じうる。

したがって、産学官連携活動を含む社会貢献を積極的に推進するに際しては、利益相反が不可避免的に発生することを十分に認識し、適切に対応することが求められる。

本ポリシーの目的は、利益相反に関する基本的な考え方や対応を策定することにより、大阪大学の教職員等が利益相反の特徴を明確に理解した上で、産学官連携活動を含む社会貢献を公正かつ積極的に推進できる環境を整備することにある。

## 2. 利益相反の定義

### (1) 狭義の利益相反

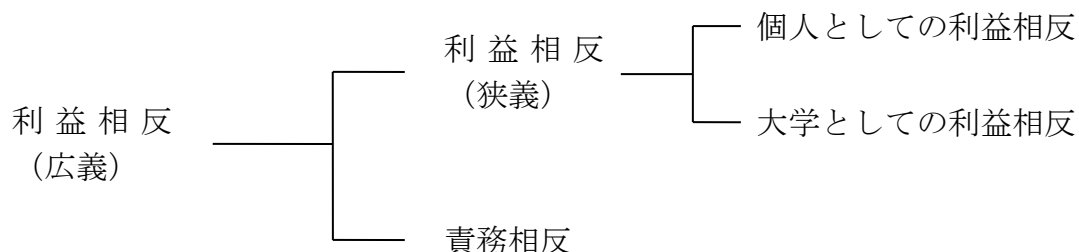
教職員等が産学官連携活動に伴って得る利益と教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況をいう。個人としての利益相反と大学組織としての利益相反がある。

### (2) 責務相反

教職員等が兼業活動により、企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行責任と企業に対する職務遂行責任が両立しない状態をいう。

### （３）利益相反問題の発生

教職員等が個人としての利益や責務を優先させて活動したと客観的に思われる場合に利益相反が問題となる。



本ポリシーでは、狭義の利益相反と責務相反を合わせて、広義の利益相反として利益相反の対象とする。

### ３．利益相反マネジメントに関する基本的な考え方

利益相反マネジメントに当たっては、社会からどう見られるかを意識し、企業との産学官連携活動が本学の行う教育・研究活動を歪めないように透明性、公正性及び信頼性を確保し、社会に対して説明責任を果たすことにより、産学官連携の推進に伴う懸念を払拭し、教職員等がより高いモチベーションで産学官連携活動を実施することが可能となるよう努める。また、学生が産学官連携活動に従事する場合はその自由意志を尊重する。

### ４．利益相反への対応

大阪大学は、利益相反に係る問題が生じることを未然に防止し、万一問題が生じた場合の解決に対応するため、利益相反マネジメント体制を構築し、利益相反マネジメント規程及び利益相反マネジメントガイドラインを策定して利益相反に係る情報収集、啓発活動及び相談対応等を実施することを学内外に明示する。また、各部局長は部局内教職員等が利益相反の問題を起こさないように指導する。なお、臨床研究における利益相反ガイドラインについては別途規定する。